枚方市条例第　12　号

枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する等の条例

（枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成24年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第26条中「第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第36条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第53条中「第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第47条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第61条の９中「第61条の２に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第61条の２に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第61条の30中「第61条の22に規定する基本方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第61条の22に規定する基本方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第68条第２項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第73条中「第62条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第62条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第93条の２第１項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第109条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第109条の２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取り組みの促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第125条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第129条中第３項を第８項とし、第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第132条中「及び第107条」を「、第107条及び第109条の２」に改める。

第152条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第154条中「及び第102条」を「、第102条及び第109条の２」に改める。

第171条の２中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の１項を加える。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第172条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第178条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「協力医療機関」に改め、同条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めなければならない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第183条中「及び第61条の17第１項から第４項まで」を「、第61条の17第１項から第４項まで及び第109条の２」に改める。

第194条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第196条中「第４項まで」の次に「、第109条の２」を加える。

第203条に次の１項を加える。

３　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第210条中「及び第109条」を「、第109条及び第109条の２」に改める。

（枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（平成24年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第

48条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第35条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第45条中「第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第57条第１項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第67条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第67条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第84条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第88条中第３項を第８項とし、第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第91条中「及び第65条」を「、第65条及び第67条の２」に改める。

（枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第29条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

３　軽費老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

４　軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

５　軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第30条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　軽費老人ホームは、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求め

に応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第42条第１項中「、交付」を削る。

（枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

２　養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

３　養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

４　養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

（枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の２」を「第32条の３」に改める。

第23条の２中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の１項を加える。

２　特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第28条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

２　特別養護老人ホームは、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

３　特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

４　特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第２章中第32条の２の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第32条の３　特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第41条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条中「第32条の２」を「第32条の３」に改める。

第49条中「、第32条及び第32条の２」を「及び第32条から第32条の３まで」に改める。

第53条中「、第32条の２」を「から第32条の３まで」に改める。

（枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第６条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第35条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条に

おいて単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定訪問介護事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第55条中「第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第73条中「第65条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第65条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第86条中「第81条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第81条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第96条中「次の各号に掲げる者」を「医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士（第３号において「医師等」という。）」に、「第91条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

⑴　指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとす

る。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第91条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、医師等の区分に応じ規則で定めるところによるものとする。

第106条中「第100条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第100条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第141条中「第137条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第137条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第156条第２項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第167条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第167条の２　　指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第175条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第180条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第191条第２号を削り、同条第３号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第２号とし、同条第４号中「前２号」を「前号」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第192条第２号を削り、同条第３号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第２号とし、同条第４号中「前２号」を「前号」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第193条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第１条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第195条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第203条第２号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削る。

第205条中「及び第167条」を「、第167条及び第167条の２」に改める。

第208条中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「には、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない」を「の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の３項を加える。

２　療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

⑴　ユニット

⑵　廊下

⑶　機能訓練室

⑷　浴室

⑸　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

３　前項の設備の基準は、規則で定める。

４　介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第210条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

４　ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定め

る措置を講じなければならない。

第215条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第216条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第229条の次に次の１条を加える。

（口腔（くう）衛生の管理）

第229条の２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第235条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

３　指定特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

４　指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

５　指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第238条中「及び第160条」を「、第160条及び第167条の２」に改める。

第256条中「第250条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第250条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第257条第３項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第５項とし、同条第２項の次に次の２項を加える。

３　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

４　福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第262条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定福祉用具貸与事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第274条中「第267条に規定する基本方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第267条に規定する基本方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第275条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第７条　枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第56条の４の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重

要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第60条中「第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第49条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第78条中第８項を第10項とし、第７項の次に次の２項を加える。

８　指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

９　前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第88条中第５項を第７項とし、第４項の次に次の２項を加える。

５　指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

６　前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第97条中「次の各号に掲げる者」を「医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士（第３号において「医師等」という。）」に、「第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条各号を次のように改める。

⑴　指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、医師等の区分に応じ規則で定めるところによるものとする。

第127条中第５項を第７項とし、第４項の次に次の２項を加える。

５　指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

６　前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第138条第１項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第141条第２項中「第５条」を「第５条第１項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第２項に規定する介護支援専門員」を加える。

第142条の次に次の１条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第142条の２　指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第159条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第175条第２号を削り、同条第３号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第２号とし、同条第４号中「前２号」を「前号」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第176条第２号を削り、同条第３号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第２号とし、同条第４号中「前２号」を「前号」に改め、同号を同条第３号とし、同条第５号を同条第４号とする。

第177条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第１条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第４条第２項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第179条に次の１項を加える。

３　指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第181条第２号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に改める。

第183条中「及び第142条」を「、第142条及び第142条の２」に改める。

第193条中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「には、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める設備を規則で定める基準に従い備えなければならない」を「の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の３項を加える。

２　療養病床を有する病院又は診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる設備を有することとする。

⑴　ユニット

⑵　廊下

⑶　機能訓練室

⑷　浴室

⑸　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

３　前項の設備の基準は、規則で定める。

４　介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第197条中第２号を削り、第３号を第２号とする。

第212条の次に次の１条を加える。

（口腔（くう）衛生の管理）

第212条の２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第216条中第２項を第７項とし、第１項の次に次の５項を加える。

２　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

３　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

４　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなけれ

ばならない。

５　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

６　指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第219条中「第56条の４」の次に「から第56条の８まで、第56条の10」を加え、「（第56条の９第２項を除く。）」を削り、「及び第141条の２」を「、第141条の２及び第142条の２」に改める。

第236条中「第56条の４」の次に「から第56条の８まで、第56条の10」を加え、「（第56条の９第２項を除く。）」を削り、「第213条まで」を「第212条まで、第213条」に改める。

第248条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第252条中「第239条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第239条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第266条中「第256条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定める」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

⑴　指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

⑵　前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

⑶　前２号に掲げるもののほか、第256条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき規則で定めるところによるものとする。

第267条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条に次の１項を加える。

３　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第８条　枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第26条の２中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の１項を加える。

２　指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第27条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第35条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

２　指定介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

３　指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

４　指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第36条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護老人福祉施設は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）に

より公衆の閲覧に供しなければならない。

第42条の２の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第42条の３　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第54条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第９条　枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

２　介護老人保健施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

３　介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

４　介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　介護老人保健施設は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求

めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第36条の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第36条の２　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第51条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条　枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第４条第４項中「法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センター」を「地域包括支援センター（法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）」に、「法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者」を「指定居宅介護支援事業者（法第46条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）」に改める。

第５条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を、規則で定める員数その他の基準に従い置かなければならない。

第６条中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改める。

第７条第２項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、同条第３項中「利用者又は」を「利用申込者又は」に改め、「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては、介護支援専門員。以下この節及び次節において同じ。）」を加える。

第13条に次の２項を加える。

２　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

３　指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」を「前条第１項」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第24条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定介護予防支援事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第33条中第６項を第８項とし、第５項の次に次の２項を加える。

６　指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

７　前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条　枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年枚方市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第６項を第７項とし、第３項から第５項までを１項ずつ繰り下げ、第２項の次に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条中第６項を第８項とし、第５項の次に次の２項を加える。

６　指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

７　前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第25条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　指定居宅介護支援事業者は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第12条　枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年枚方市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第18条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第１項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第２項を第６項とし、第１項の次に次の４項を加える。

２　介護医療院は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

３　介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

４　介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

５　介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条第１項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第２項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の１項を加える。

３　介護医療院は、原則として、前２項の規定による掲示に加え、重要事項を電気通信回線に接

続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の２の次に次の１条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討）

第39条の３　介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、規則で定めるところにより、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討しなければならない。

第51条中第５項を第６項とし、第４項の次に次の１項を加える。

５　ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第13条　枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（令和３年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第２項及び第３項を次のように改める。

（虐待の防止に関する経過措置）

２　令和９年３月31日までの間、第６条の規定による改正後の枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第３条第３項（新居宅サービス等基準条例第92条に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第41条の２（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）並びに第７条の規定による改正後の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第３条第３項（新介護予防サービス等基準条例第90条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第56条の10の２（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に関する経過措置）

３　令和９年３月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第33条の２（新居宅サービス等基準条例第99条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等基準条例第56条の２の２（新介護予防サービス等基準条例第95条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（枚方市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止）

第14条　枚方市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第52号）は、廃止する。

附　則［令和6年3月7日公布］

（施行期日）

1　この条例は、令和６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第６条中枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第73条、第86条、第96条及び第141条の改正規定並びに第７条中枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第78条、第88条、第97条及び第127条の改正規定　令和６年６月１日

⑵　第１条中枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例第36条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）、第２条中枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）、第３条中枚方市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第30条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）、第６条中枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第35条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）及び第262条の改正規定（同条中第３項を第４項とし、第２項の次に１項を加える部分に限る。）、第７条中枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第56条の４の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）及び第248条の改正規定（同条中第３項を第４項とし、第２項の次に１項を加える部分に限る。）、第８条中枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第36条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）、第９条中枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第34条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）、第10条中枚方市指定介護予防支援等に関する基準を定める条例第24条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）、第11条中枚方市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第25条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）並びに第12条中枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第34条の改正規定（同条に１項を加える部分に限る。）　令和７年４月１日

（身体的拘束等の適正化に関する経過措置）

2　令和７年３月31日までの間、第１条の規定による改正後の枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第93条の２第３項及

び第203条第３項、第２条の規定による改正後の枚方市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第57条第３項、第６条の規定による改正後の枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第156条第４項（新居宅サービス等基準条例第182条の３及び第189条において準用する場合を含む。）、第175条第４項、第195条第４項及び第210条第４項並びに第７条の規定による改正後の枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第138条第３項（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の３及び第173条において準用する場合を含む。）及び第179条第３項（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者等の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の検討に関する経過措置）

３　令和９年３月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第109条の２（新地域密着型サービス基準条例第132条、第154条、第183条、第196条及び第210条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第67条の２（新地域密着型介護予防サービス基準条例第91条において準用する場合を含む。）、第５条の規定による改正後の枚方市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の３（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第167条の２（新居宅サービス等基準条例第182条、第182条の３、第189条、第205条（新居宅サービス等基準条例第217条において準用する場合を含む。）及び第238条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第142条の２（新介護予防サービス等基準条例第161条、第166条の３、第173条、第183条（新介護予防サービス等基準条例第198条において準用する場合を含む。）及び第219条において準用する場合を含む。）、第８条の規定による改正後の枚方市指定介護老人福祉施設の指定並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第42条の３（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、第９条の規定による改正後の枚方市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第36条の２（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び第12条の規定による改正後の枚方市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第39条の３（新介護医療院基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「検討しなければ」とあるのは、「検討するよう努めなければ」とする。

（口腔（くう）衛生の管理に関する経過措置）

４　令和９年３月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第229条の２及び新介護予防サービス等基準条例第212条の２の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

５　令和９年３月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第178条第１項（新地域密着型サービス基準条例第196条において準用する場合を含む。）、第４条の規定による改正後の枚方市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第27条第１項、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第１項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第35条第１項（新指定介護老人福祉施設基準条例第56条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第33条第１項（新介護老人保健施設基準条例第53条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第33条第１項（新介護医療院基準条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。